

みのかも

No. 133

平成20年5月15日

編集・発行

美濃加茂市議会

TEL (0574) 25-2111

市議会だより

4月4日に、膜ろ過(小さな孔を通過させることにより細菌類を除去する浄水方法)により通水を開始した森山浄水場



主

■ 平成20年第1回定例会の審議結果…………… 2 P

な

■ 委員会審査の概要…………… 3 P

内

■ 市政一般に対する質問と答弁…………… 4 ~ 19P

容

■ 可決された意見書…………… 20 P

■ 議会日誌…………… 20 P

平成20年
第1回
定例会

市議会第1回定例会は、3月4日に開会し、3月24日までの会期21日間で開催されました。

4日には、38議案を上程し、補正予算、人事案件3件については提案説明、質疑、採決を行い、また意見書については提案説明、質疑、討論、採決を行い、その他の議案については提案説明までを行いました。

12日、13日には、15名の議員が一般質問を行いました。14日には、各議案に対する質疑、委員会付託を行い、さらに追加上程された3議案に対する提案説明、質疑、委員会付託を行いました。

付託された各議案の審査のため、17日に産業建設常任委員会、18日に文教民生常任委員会、19日に企画総務常任委員会が開催されました。

24日には、各議案に対する委員長報告、質疑、討論、採決、さらに追加議案(意見書)に対する提案説明、質疑、採決を行い、定例会を閉会しました。

議案の主な内容と審議結果

◎条例・補正予算

議案名	主な内容	審議結果
専決処分の承認を求めることについて 平成19年度美濃加茂市一般会計補正予算(第5号)	900万円の増額 予算総額は173億552万5千円	原案承認
平成19年度美濃加茂市一般会計補正予算(第6号)	9,784万9千円の増額 予算総額は174億337万4千円	原案可決
平成19年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算(第1号)	3,970万8千円の増額 予算総額は48億3,249万5千円	
平成19年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算(第2号)	1,550万4千円の増額 予算総額は39億6,574万4千円	
平成19年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第2号)	資本的支出補正額 1億809万1千円	
美濃加茂市職員の修学部分休業に関する条例について	条例で定める教育施設における修学のため、勤務時間の一部について勤務しないことを承認できる修学部分休業制度の制定	
美濃加茂市職員の高齢者部分休業に関する条例について	定年退職日前5年以内の期間において、勤務時間の一部について勤務しないことを承認できる高齢者部分休業制度の制定	
美濃加茂市職員の自己啓発等休業に関する条例について	職員みずからの発意に基づき、職を保有したまま大学等の課程の履修又は国際貢献活動のための休業を承認できる自己啓発等休業制度の制定	
美濃加茂市教育委員会委員定数条例について	教育委員会委員の定数を法律で定められた5人から6人に1人増員するための条例の制定	
美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例について	法令等で規定するもののほか、後期高齢者医療に係る市が行う事務等について規定する条例の制定	
美濃加茂市監査委員条例の一部を改正する条例について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、監査委員が決算の審査を行う際の手続等の規定を追加する条例の改正	
美濃加茂市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について	第5次総合計画を策定する委員の選出区分を変更する条例の改正	
美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	育児のために仕事と家庭の両立を一層容易にするための環境整備として、小学校入学前までの子を養育するために育児短時間勤務制度の新設等を行う条例の改正	
美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	育児短時間勤務制度の新設等に伴い、勤務時間、休暇等に関する規定の整備を行う条例の改正	
美濃加茂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	教育長の給与の額及び支給方法については、一般職の例によるとされていたものを、常勤の特別職の職員の例によるものとする条例の改正	
美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	育児短時間勤務制度の新設等に伴い、給与に関する規定を新たに追加等することに伴う条例の改正	
美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について	戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、戸籍謄抄本等や住民票等の交付請求に制限がなされることに伴う条例の改正	
美濃加茂市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について	老人保健法による老人保健制度が高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度となることに伴い、基金の設置目的等の変更による条例の改正	
美濃加茂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について	医療制度改革に伴い、医療費適正化の総合的な推進及び高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度が実施されることに伴う条例の改正	
美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度が実施されることに伴う条例の改正	
美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	平成20年度の介護保険料について、激変緩和措置を継続するための条例の改正	
美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	デイサービスセンターの設置根拠、利用者及び利用料金の根拠となる規定の整理に伴う条例の改正	
美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	企業職員が、休業又は部分休業を取得した場合における給与の全額支給停止又は減額支給の規定を整備することに伴う条例の改正	
平成19年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算(第3号)	繰越明許費の補正	

◎予算

平成20年度美濃加茂市一般会計予算	各会計の平成20年度の予算を定めるもの(各会計の予算額については別掲)	原案可決
平成20年度美濃加茂市国民健康保険会計予算		
平成20年度美濃加茂市老人保健会計予算		
平成20年度美濃加茂市介護保険会計予算		
平成20年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算		
平成20年度美濃加茂市下水道事業会計予算		
平成20年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算		
平成20年度美濃加茂市水道事業会計予算		

◎その他

可茂消防事務組合規約の一部を改正する規約について	構成市町村から徴収する経費の字句を変更することに伴う規約の改正	原案可決
市道路線の廃止について	若宮深田線ほか5路線の廃止	
市道路線の認定について	若宮加茂野線ほか10路線の認定	
市道路線の変更について	往還南東野線ほか4路線の変更	
市の区域内の町区域の変更及び設定並びに同区域内の字の廃止等について	土地区画整理法の規定に基づく業師下諏訪土地区画整理事業により、同土地区画整理事業地内の町区域を変更し、同区域を設定し、同区域内の字を廃止等するもの	異議がない旨意見を付する
本郷雨水幹線築造工事(第3工区)の請負契約の変更について	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき締結した契約内容の変更に伴う変更契約の締結	
蜂屋川クリーンセンター増設工事(その2)の請負契約の変更について	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき締結した契約内容の変更に伴う変更契約の締結	
人権擁護委員の候補者の推薦について	小倉誠氏の任期満了に伴う安江駿氏(新任)の推薦に対して、議会として意見を付するもの	

◎議員提出議案

道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率延長に関する意見書について	別掲(20ページ)	原案可決
医師・看護師・介護職員の人材確保等を求める意見書について		

委員会審査の概要

平成20年度 一般会計予算

企画総務常任委員会

市民まちづくり推進費では、国際交流基金積立金の目的及び、基金の統廃合について。
国際交流基金設置当初は、外国の方のなしの考え方があったが、多文化共生を含める

かについては、検討したい。また、現在は基金の果実運用もできない状態であり、使途や統廃合については、今後検討していきたい。

総務費中、地区交付金について。

各地区で一人当たりの活動費に差があるため、その差を少なくするためのものであり、使途については、自治会交付金の中で、各地区の活動に応じて活用していただく。

平成20年度会計別予算表

会計名	予算額	
一般会計	168億8,000万円	
特別会計	国民健康保険会計	47億6,417万円
	老人保健会計	3億3,900万円
	介護保険会計	24億4,028万円
	後期高齢者医療会計	3億9,848万円
	下水道事業会計	36億 695万円
	介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計	4,114万円
	計	115億9,002万円
水道事業会計	21億2,901万円	
合計	305億9,903万円	

公債費の繰り上げ償還について。

補償金なしの繰り上げ償還については基準があり、当市の場合、現時点では、その条件に当てはまっていない。平成20年度以降、金利が7%以上のものが該当になる可能性があるが、残高が減少しており、平成18年度末で2,700万ほどしか残っていないため、ほとんど影響はない。

平成20年度 一般会計予算

産業建設常任委員会

による省エネプロジェクトなどがある。

清掃費において、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の平成19年度の実績と下水道の普及が進んでいく状況での今後の補助金の見通しについて。

浄化槽設置補助の実績は、平成19年度27件であり、ここ数年同程度の実績で推移している。

三和地区や伊深地区の一部では、合併浄化槽による処理となるため、今後の補助金も同じような状況で推移すると思われる。

農地・水・農村環境保全向上活動支援事業について、これまでの成果や今後の事業見通しについて。

平成18年度のモデル事業として加茂野町鷹之巣地区の59ヘクタールの農振農用地において、220万円の予算により農地の管理、用水等の点検、天乳池を利用した交流事業等を実施しているが、平成20年度からの中途採択ができないこともあり、平成19年度5地区を選び5年間の事業として実施している。この事業完了後の平成24年

度以降も事業が継続されれば市内全域を対象に取り組みたい。

平成20年度 一般会計予算

文教民生常任委員会

35人学級の対象校及び今後の実施予定について。

35人学級については、太田小学校の3年生と山之上小学校の2年生を予定していたが、平成20年度は、太田小学校で実施することになっている。

また、今後の実施については、加茂野小学校と古井小学校の3年生について35人学級を予定している。

母子支援費が増額になっている理由について。

乳幼児健診などの結果、一割から2割程度でハイリスクの疑いのある母子が確認されており、そのような母子の養育環境の現場を把握する必要があることから、平成19年度より、赤ちゃん事業として試験的に始めているが、平成20年度からは16人の訪問員でこれを本格的に実施していく。

市政一般に対する質問と答弁

要旨

市長の政治姿勢

世界経済の今後の動向は。

BRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国）諸国の成長が著しく、今後ますます急成長していく国だと注目をしている。

こうした中で、我が国の経済力をいかに保つかが大きな関心事であるとともに、国政における今後の大きな課題である。

また、1月末に表敬訪問した中国常州市は大学が集中し、7万人の学生が生活する一大研究都市であり、最先端の工作機械を利用した実践的授業などに取り組んでおり、近い将来に日本経済が飲み込まれてしまうのではないかという不安を感じている。

格差と貧困、特に日雇い雇用の拡大問題に対する市長の所見について。

労働者をめぐる状況は、正規と非正規雇用、地域間、企業規模間、世代間、男女間などの格差拡大が大きな問題となっている。

インターネットカフェに寝泊まりして日雇いの派遣労働に携わる、インターネットカフェ難民と呼ばれる労働者もいる。

国政の場合、フリーターやニート、日雇い労働者などについて、本人のやる気に応じて常用雇用化を図っていく政策を押し進めてもらいたい。

道路特定財源の一般財源化と地方分権推進について。

道路特定財源は国が地方を縛る道具であるから、これを一般財源化すれば地方分権は進むのではないかと声もあるが、分権社会を実現して地方が自立するためには、道路整備は必要最低限の条件の一つではないかと思っている。

いま議論すべきことは、私たちに必要不可欠な道路整備をどのような仕組みで実現するかで

あるが、現時点では、暫定税率を含めた現行制度の維持を望むものである。

道州制の議論や地方分権が進む中で、国と地方の役割分担の明確化が必要となってきた。

美濃加茂市にはJRの高山本線や太多線、長良川鉄道、国道4路線に東海環状自動車道のインターチェンジもあり、この立地条件を生かしながら、中圏全体の中でどう発展するのかを見極める必要がある。

「今あるよさをこの先に生かしていくこと」が重要であり、こうした観点から、これからも合併議論が必要であると考えている。

姉妹都市オーストラリア・ダボ市との交流を始めてから19年目になる。美濃加茂市からは、延べ170人ほどの中高生が

ダボ市を訪問し、国際的感覚をみずから学ぶなど大変意義深い交流が続いている。

1月には中国常州市を訪問したが、常州市との交流、世界平和への貢献を新たに思う機会となった。あらためて、勝ち組となるために、美濃加茂市を拠点としたグローバルな視点の重要性を感じた。



中高校生のダボ市派遣（ダボ市内学校訪問）

ブラジル移民100周年記念の意義は。

平成20年は、1908年の第1回移民から数えて100周年になり、1913年に岐阜県から組織的な移住が始まって95周年という節目の年である。

ブラジルサンパウロで5月に開催される「ブラジル岐阜県人

会創立70周年記念式典」に参加する予定であるが、この訪問を通して、日系ブラジル人の歴史や文化などに触れることにより、今後の多文化共生社会の推進に役立てたい。

産官学等の地域連携の推進は。

市内の高校・大学関係者など8名が参加している地域連携懇話会では、当市の特色ある都市ブランドを始め、幅広くかつ具現化すべき政策策定に向けた提言をしている。

岐阜経済大学や東濃信用金庫による講座や講演会などが開催され、行政の円滑な推進と市民の生涯学習の推進に大きく貢献をしている。

今後も、多様な機関との連携の輪を広げながら、まちの総合力を高め、活力のある地域経営を推進していきたい。

新年度予算

新年度予算の基本方針と重点施策は。

新年度予算は、第4次総合計画の5本の柱を具現化する事

業の推進、だれもが住んでみたくなるまちづくり施策への重点的・効果的な事業配分と推進、選択と集中の予算配分による、未来を担う子どもの育成、子育て環境の整備、都市間競争力のある自立都市に向けた事業推進を基本として編成をしている。

重点施策の推進に向けては、「ひとにやさしいまち、だれもが住んでみたいまち美濃加茂」を実現するため、重点的かつ効果的な予算配分としている。

問 あい愛バスを3台にして利便性の向上を図っては。

答 バスを1台追加して3台にすることにより、地球環境への影響をやわらげ、利便性も向上するが、車両1台のコストや人件費も大幅に増えるため、コストと効率性が課題となる。

今後は利用形態やあり方などを総合的に検討したい。

問 自治会要望に対する生活関連道路予算の今後の対応は。

答 今やらなければならぬ事業、計画的に進めなければならぬ事業等も含め、全体のバランスの中で、選択と集中を基本に事業の推進を図っていくこととなる。

今後の予算措置については、平成19年度決算や本年度以降の

財政状況も見極めながらの対応となるものと考えている。



自治会要望による道路整備

財政運営

問 地方財政健全化法に対する対応は。

答 地方財政健全化法は、平成20年度決算から適用となり、4つの指標の基準を超えると早期健全化計画または財政再生計画の策定、外部監査の要求など健全化に向けた施策が義務付けられる。

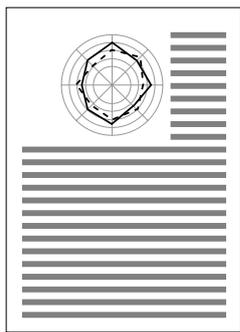
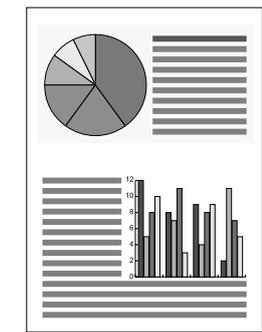
現状では、早期健全化基準を上回らないと予測しているが、

下水道や道路整備等に伴う、地方債の償還が重くのしかかっており、バランスの取れた健全経営に努めていかなければならぬと思っています。

問 地方公会計制度の導入と情報公開について。

答 公会計制度の意義は、民間企業会計と同じ会計実務を取り入れることにより、現金取引以外の収益・費用などの変動情報や資産・負債などの情報を網羅し、すべての行政資産を市民に提供することである。

当市は、民間の企業会計と同様の方式を採用し、市民負担とコストの関係や世代間の負担の状況、財源とその使途などが明らかになる。



分かりやすい情報が提供できするため、広報やホームページでの公開を予定している。

問 財政の抜本的見直しは。

答 地方分権時代に対応するため「今までどおり」の考え方を捨て、10年で100億の市債残高削減に向け、職員一人ひとりが創意工夫して平成20年度予算を残すことで財源の確保を図っている。

また、平成20年度の経営方針である4つのポイント「情報公開、官民協働と市民協働、ゼロからの発想とチャレンジ、世界と直結・名古屋経済圏」をキーワードに、持続可能なまちを目指し、この経営方針をもとに部課等の目標設定により健全財政を追求する。

問 補助費の抑制は。

答 市は平成17年度に行政改革大綱により、市民が自主的に活動している各種団体等への補助金を一律20%カットしている。厳しい財政状況下において、行政は何を負担すべきか、市民活動として何を負担されるのか問われている。

補助金団体の活動状況・経理内容等を毎年担当部署が精査しており、今後も諸団体等の理解と協力を求めている。

なお、行革実施計画の見直しを進めており、行革市民会議の意見等も聞きながら対応したい。

問 起債に対する考え方は。

答 平成20年度末の公債費の借入残高は、一般会計・特別会計などを合わせて約464億円の見込みであり、中期財政見通しより約8億円減少する。

しかし、過去のインフラ整備に伴う公債費のピークは、一般会計が平成24年、下水道会計が平成29年ごろと予測している。

地方債の過度の借り入れは、財政経営にも大きく影響を及ぼすため、実質公債費比率等の動きを見ながら、健全財政の維持に努めたい。

問 不納欠損の今後の見直しは。

答 不納欠損には、法人の倒産などにより明らかに徴収できない場合の即時欠損処分のほか、滞納処分の停止後3年を経過した場合や滞納者の所在・財産がともに不明な場合がある。

今後の予測は、法人の強制競売後の無財産の発生等により欠損額が大きく変動するため難しいが、税源確保や税の平等の観点からも、不納欠損処分に関しては今後とも慎重には慎重を期して取り組んでいきたい。

問 コンビニ収納の導入効果と今後の対応は。

答 市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税並びに上下水道使用料は、平成19年4月からコンビニ収納を導入している。

導入の効果は、税源移譲による市税を取り巻く環境が大幅に変化したため比較は難しいが、効果は上がっているものと考えている。

また、市税や上下水道使用料以外のコンビニ収納については、今後の状況等を十分見極めて検討したい。

問 市税等の収納率の強化策は。

答 滞納処分の知識は極めて専門的であるため、県や民間機関主催の専門研修に参加して知識の習得に努めており、今後も積極的に対応していきたい。

また今後は、口座振替推奨キャンペーンにより市税等の口座振替の推進を図るとともに、不動産のインターネット公売やクレジットカードによる収納等の研究も進めたい。

問 市税等の増収策は。

答 自立可能なまちづくりには、地域経済の活性化等による税収の安定的な確保が基本である。

り、現在は優良企業の誘致や産業基盤の整備などのために蜂屋地区において区画整理事業も計画をしている。

さらに、不要財産の処分、使用料の見直しや有料広告の推進などによる税外収入の検討を進めなければならない。

問 ふるさと納税、寄附条例に対する所感は。

答 平成20年度税制改正では、「ふるさと納税」が審議されており、地方公共団体に対する寄附金に対して適用対象額の大幅な拡大などの抜本的な見直しが見られる予定である。

福井県では、ホームページを利用した寄附の募集、滋賀県高島市は寄附条例を制定して一定の施策に寄附を集めて基金運用するなど、さまざまな独自の取り組みも始まっている。

寄附条例等については、今後の「ふるさと納税」に関する改正後の地方税法の施行に合わせ十分検討をしていきたい。

行政運営

問 議会における一般質問の答

弁 内容と検討課題は。

答 検討課題などと答弁したものは、担当部署にて協議を重ねているが、市民や外部団体との調整が必要な課題があり、なかなか結論に至らないものもある。

また、法的な問題、時期、費用及びその効果などを十分に協議しているところである。

複数の課に関連する課題については、プロジェクトチームを組織して協議を重ねるなど、今後も全庁的に取り組みたい。

問 政策を決定するスピードについて。

答 めまぐるしく変化する社会情勢と環境の変化に対応するためには、迅速な政策決定は重要である。

適切な政策決定のために毎月総合政策審議会を開催し、週に1度の定例部長会議において重要案件を審議するなど、適切な時期に適切な意思決定をするよう努めている。

今後も、市民のニーズや職員の提案を市政に迅速に反映させるために、さらに努力するとともに庁内の体制の見直しを図っていききたい。

問 地方再生戦略と限界集落対策は。

答 「地方再生戦略」は地域間格差に対し、地方都市、農山漁村及び基礎的條件の厳しい集落の課題に応じた地方再生を目的としているが、当市では「限界集落」の想定はしていない。

今後は、情報格差是正のためのケーブルテレビ事業など、地域ごとの特性を生かしたすみやすい生活空間づくりを考えていきたい。

問 地方再生対策費の対応は。

答 地方再生対策費は、都市と地方の税収格差是正や地域活性化に向け、地方交付税を「財政力の弱い自治体へ重点配分」する特別枠（市町村分2、500億円）として創設されている。

平成20年度の地方交付税は3年ぶりの増加であるが、改革による交付税の減額5兆円の復元にはほど遠い状況である。

当市の地方再生対策費の試算額は、9、000万円程度を予定しており、都市間競争力のあがる自立都市の推進等の貴重な財源である。

問 自動販売機の公有財産への設置状況は。

答 自動販売機は、前平公園や中央体育館など13施設に24台設置されている。

行政財産の目的外使用として

許可しており、占有面積分の使用料や売り上げに応じた手数料として平成18年度は149万円を収納している。

このうち、福祉団体への貸し付けは、「肢体不自由児父母の会」と「身体障がい者福祉協会」の2団体10台であり、使用料等の収入は62万円となっている。



公共施設に設置の自動販売機

問 IT関連のシステムや設備の保守点検等の契約方法は。

答 財務会計システムや地域インターネットシステムなどのIT関連システムは、著作権等の問題やシステム障害時の迅速な対応が期待できることから、システム等の導入業者と随意契約をしている。

エレベーターや警備監視装置などの機器設備の保守点検は、資格の問題等の理由から随意契約となっている。

公金支出

問 架空購入、架空工事による裏金づくりについて。

答 今までに架空購入や架空工事などによる裏金づくりは、裏金問題が世間を騒がせるたびに問い合わせや投書などがあるため、その内容を全庁的に調査している。

結果としては、架空の購入や工事などの事実はなかったと確認したところである。

問 公金支出の情報公開の状況は。

答 開かれた市政の実現のためには、個人が識別される情報を除いては、情報公開条例に沿って公開している。

公式ホームページでは、市長、議長及び教育長の交際費の公金支出情報を公開しているが、その他の公金支出の情報公開は人権費を含むコストをにらみつつ、先進地の状況を参考にして進めたい。

問 良心的提起ができる風通しのよい施策について。

答 法令遵守のための公益通報による通報職員の保護、違法な

事態の防止や損失の抑制を目的として4月に要綱を定めている。

今後は、普段から意見を交わすことができる職場環境づくりを大切にして、風通しのよい職場づくりに努める。

総合計画

問 第4次総合計画と実施政策の見直しは。

答 第4次総合計画で掲げた23のプロジェクトの達成に努めているが、10年間の計画であるため見直しは必須である。

最近の厳しい財政状況下での施設整備には、維持管理も含めた施設への投資計画の見直しが必要である。

問 市長マニフェストと総合計画の関係は。

答 総合計画はまちづくりの基本計画であり、市民に約束した市長のマニフェストは計画の中に取り込み、その実施に取り組むべきものと考えている。

第5次総合計画では、社会情勢の分析と市民ニーズの把握に市長マニフェストを加えて基本



まちづくりの方針を示す総合計画

る限りの統一により一元的な進捗管理と行政評価を行っていくことが必要である。

問 市民のための政策マーケティングに基づいた総合計画は。

答 市民と意識の共有を図るためには、アンケート調査だけではなく、市民ワークショップの開催など効果的な情報収集と政策課題に対する意見交換が必要となる。

そこで、第5次総合計画の策定のなかでは、青森県の「政策マーケティングシステム」なども参考に、市民とともにまちづくりのための政策をつくり上げていきたい。

問 第4次総合計画の総括と集中改革プランの状況は。

答 第4次総合計画については、平成18年度からは市長以下全部長により、施策事業145件の有効性、効率性などについてのスクラップ・アンド・ビルドを推進している。

また実施計画の策定は、でき

平成21年度までに終了しなかった長期課題も検討し、第5次総合計画の策定につなげていきたい。

また、集中改革プランの中で目標に達しなかった事業は、その理由を検証して計画の見直しも含めた今後の事業推進を検討していきたい。

なお、平成20年度以降の2年間は、新たな行革実施計画を策定し、第5次総合計画につながるコスト削減とサービス向上を目指した行政改革を推進していきたい。

多文化共生

問 多文化共生についての市の対応は。

答 当市では、5人の国際交流員が年間5、900件ほどの相談を受けており、内容によって担当課へ案内するなど各課と連携を図っている。

今後は、策定中の「多文化共生推進プラン」の中で、「外国人情報相談窓口の充実」も検討しているが、いろいろな意見を参考に、秩序ある共生を基本に考えていきたい。

図 多文化共生について。

「ひとにやさしいまちづくり」のためには、外国人も含めた市民一人ひとりがともに考え、ともに行動することが大切ではないかと考える。

平成19年度、外国人集住都市会議の座長都市として、多文化共生施策の推進に取り組んできたが、今後、国に対して外国人に施策を総合的に企画・立案し、省庁間の連絡調整に必要な権限を有する「多文化共生庁」のような組織及び担当大臣の創設を働きかけていきたい。

図 外国人台帳制度について。

この制度は、平成19年11月に法務省と総務省が外国人台帳制度の基本構想を合同で作成すると発表しており、制度の骨子案については協議中のため4月以降の集住都市会議等でヒアリングを行なう予定である。

具体的な受付窓口業務の対応は、平成21年の法案提出以後と考えている。

図 受付窓口の改善について。

平成19年の機構改革により、市民課の窓口を外国人登録に分けて表示したところ、業務も円滑に実施できており、現体制でしばらく様子を見たい。

また、ビデオによるごみの出

し方などのオリエンテーリングは、生活ルール周知の一環として必要と考えている。

現在、ごみの出し方など日本の生活を紹介するDVDを作成中である。

図 母国出国時や、日本へ入国時に日本のルールを学ぶ機会について。

平成19年における入国者数(再入国者数を含む)は約915万人で、19%増加し過去最高となっている。

出入国時の際に、国としてルールを学ぶ機会をつくるのは非常に難しいが、ブラジルでは岐阜県人会が日本へ出国予定の人に日本の暮らしなどを説明されるということも増えてきたと聞いている。

図 在住外国人の実態調査について。

当市は、多文化共生社会の構築に向けた施策を推進しているが、より効果的な施策を展開するためには、市内に暮らす外国人の滞在期間や就労形態、保険の加入状況などの実態や推移を把握することが重要であり、関係者の意見を参考にして実施したい。

図 在住外国人の保育園入園の現状と課題は。

1月末現在、市内の就学前の外国人(ゼロから5歳)は344人であり、市内の公立保育園35人、私立保育園45人が通園している。

保護者とのコミュニケーションの問題はあるが、保育士は、文化の違いを理解することが大切と考え、ポルトガル語教室やブラジル料理教室などに参加するよう努めている。

延長保育は、森山学園が午前7時10分から午後7時まで、他の保育園は午前7時30分から午後6時30分まで実施しており、多くの外国籍園児が延長保育を利用している。

図 在住外国人の子どもの教育と就学は。

外国籍児童生徒が市内の公立小中学校に編入や転入学を希望される場合は、4カ国語で書かれている学校教育に関するガイドブックを配付している。

さらに、実際に学校を訪問して学校職員の説明を受ける場を設けている。

当市では、古井小学校内に初期の適応指導教室をエスペランサ(希望)と名付けて運営しており、現在は11名が学習や生活をしている。

日本語が分からない子ども

ちに短期間に集中的に言葉や学校生活のルール、初歩の学習指導などを行っており、普通学級入級が以前に比べスムーズになっている。



エスペランサで学ぶ外国籍児童

図 共生のために在住外国人の働く企業や人材派遣会社との連携は。

企業や派遣会社との情報交換や連携は大変重要であり、平成17年度より「外国人に関する企業・学校・行政・国際交流協会との合同懇談会」を開催している。

加茂地域の企業による連絡協議会や岐阜県による連携推進会議へ参加し、地域に暮らす外国人について情報交換するとともに

に課題解決に向けて企業との連携を今後も図っていきたい。

図 他市のコミュニケーションセンター設置状況と当市の考えは。

外国人集住都市会議の中で共生センターを設置しているのは、磐田市、岡崎市、四日市市、群馬県大泉町であり、3月には、可児市多文化共生センター・フレビアがオープンする。

だれもが利用しやすく、相互理解を深め、安心して暮らせる地域社会の形成に資するものであるべきと考えている。

図 安心・安全まちづくり条例は。

岐阜県は3月議会に、犯罪のない安全・安心まちづくり条例を上程している。

当市も、県の条例案や大泉町などの条例を参考として、現在条例制定に向けた作業を進めている。

図 外国人の納税状況は。

外国人の平成20年2月末の収入済額は現年課税分が1億536万円、滞納繰越分が899万円である。

督促状は、システム上外国語の印字が困難なことから日本語で案内しているが、催告書はポルトガル語や英語で案内している。

また滞納整理では、ポルトガル語や英語で作成した文章を示して交渉に当たっている。

地域自治

図 地域自治政策（コミュニティ政策）の推進方法は。

図 地域活動への支援としての「地域交付金制度」には、地域が抱える課題や必要とする事業を地域住民で協議、決定ができるように、地域協議会などの組織が必要である。

地域協議会では、自治会や各種団体やボランティア団体の方が、地域の抱える課題や必要な事業を自主的に協議できる仕組みづくりが大切である。

今後は、地域協議会の設置という課題の中で「地域交付金制度」によるまちづくり支援を行えるよう調査・研究をしていきたい。

図 自治会加入率向上に向けた課題と対応は。

図 当市の自治会加入率は62・1%（外国人も含む）という状況である。外国人世帯の増加と、アパートの増加が原因であり、今後は外国人世帯も含めてア

パート等の対応が必要と考えられる。

自治会加入の促進については、市民課窓口での転入者に対するチラシの配布やアパートなどの建築確認申請時に行っている。

自治会未加入世帯に対する情報提供としてショッピングセンター等への広報の設置をしている。

旧シユロス

図 旧シユロスの活用方法は。

図 これまでに旧シユロスの整備は、民間資本による施設整備と管理運営の可能性などの調査をしている。

医療制度の改革に伴い検診のあり方が課題となる中で、加茂医師会から旧シユロスを特定健診施設などとして活用したいとの提案も聞いている。

今後は、これまでの市の基本方針に基づき、具体的な利用形態などを含めて検討を進めていきたい。

市営住宅

図 市営住宅の入居基準は。

図 市営住宅の入居については、入居者選考委員会にて順位を決定しており、順位が定め難い場合の抽選については行ったことはない。

平成19年度の状況については、申し込み世帯数は61世帯であり、現在までに12世帯が入居している。

図 明け渡しの手続は。

図 収入が超過した者には、近傍同種の住宅の家賃の請求とともに、明け渡しの指導を行う。

自主的な明け渡しに応じない者は、契約の解除をした上で明け渡し請求や訴訟などを行う。

しかし、低所得者等の方が多いため、明け渡しを請求することとは非常に難しく、これまでに強制的な明け渡しを求めたことはない。

図 市営住宅の火災時における救援体制は。

図 市営天田住宅の火災の際には、自治会の皆様及び消防団の迅速な対応、地元自治会の公民館を避難所とすることや、炊き

出しの手配など、地域の皆様方のご協力・支援を心より感謝している。

市の体制としては、大規模災害以外は状況に応じて担当課が対応するが、今後、災害時に迅速な対応ができるよう、対応マニュアルを作成するとともに、職員に徹底したい。

ケーブルテレビ

図 平成20年度予算に計上されている地域情報化事業区域及び交付金採択の見通しは。

図 伊深・三和町の全域及び山之上・蜂屋町の北部地域、加茂野・下米田町の一部は、デジタル放送の難視聴地域として国の交付金対象となる。

国は、情報格差の大きい地域を優先して交付金の採択を行うと説明しているため、一次が採択されなかった場合は、二次採択に向けて強く要望していきたい。

図 難視聴区域以外の区域への意向調査について。

図 ケーブルテレビ事業者が整備地域を検討するに当たり、意

向調査を実施してほしいとの要望があり、先行して意向調査を実施した。

今回の調査は、11月に行った地域を除く市域全域で実施しており、3月4日現在の回答数は3、074件（回収率30%）で、1、426件（50%）の方がケーブルテレビを利用すると答えている。

図 全市ケーブル化について。

図 現時点では3年間程度で全市域の整備をしたいと考えており、事業者の試算事業費は総額8億2、740万円である。

事業費は、総事業費を市と事業者が2分の1ずつ負担する予定であり、国・県の交付金7、388万円と市単独費3億3、982万円を予定している。

職員管理

問 職員に対する対応は。

答 職員は市役所を経営するための最大の資源であり、いかにその力を発揮させるかが市長の役目だと考えている。

職員とのランチタイムミーティング、個人面談、課ごとのグループミーティングという形で意見交換会を行っている。また部長とは毎朝ミーティングを行っている。意思疎通を図っている。

問 正職員と嘱託職員の比率と今後の方針は。

答 正職員と嘱託員の比率は、全職員に占める嘱託員の割合は35%であり、嘱託員の多い部署は保育園や給食センター、小中学校、連絡所などの現場施設である。

正職員は、現在、集中改革プランの中の定員適正化計画に基づき削減をしている。

また、職員の年齢構成にゆがみが生じないように、社会人経験者も採用できるように募集年齢に幅を持たせており、今後も意欲ある職員の確保に努める。

問 嘱託職員の最低賃金の引き上げなどの待遇改善は。

答 平成19年度に経験のある保育士、事務職、調理員は月額8、000円から9、000円程度の賃上げ改定をしており、また、臨時職員の時給も改定する。

これは、近隣の公共団体の状況も参考にしながら改定したものであり、働く意欲や人材の確保を尊重して、雇用期間や賃金額などの待遇改善面について引き続き検討していく。

問 人事評価制度の導入は。

答 人事評価制度は、得意な分野を伸ばしたり、不得意な分野を補ったりする職員研修のシステムと連動させるなど、成果主義というよりは人材育成に重きを置いた制度にしたいと考えている。

この制度に取り組むことで、職員の資質向上を図るとともに、管理職と職員のコミュニケーションにより今以上の意思疎通を図ることや、職場マネジメントの向上など、組織としてよりレベルアップするための人事評価制度となるように、運用していきたい。

問 職員の民間派遣による人材育成は。

答 現在、受け入れ先企業の有

無やその期間、時期、職員の身分などの課題も多くあるが、民間派遣研修の実施については研究したいと考えている。

また、他の機関で職務に従事する経験を今後に生かすため、平成20年度は岐阜県庁の市町村課と新潟県柏崎市へ1年間、それぞれ職員を派遣する。

救急救命

問 AEDの活用状況と職員の講習受講状況は。

答 加茂医師会から貸与されたAEDは保健センターに設置しているが、各種イベント行事への貸し出しもしている。

平成19年1年間の貸し出し実績は、夏祭りやマラソン大会など4回である。

職員の普通救命講習Ⅱ（4時間講習）の受講状況は、現在、社会福祉協議会の職員も含めて92名であり、小中学校の教職員は、ほぼ全員の方が夏休みの期間に受講している。

問 県のドクターヘリ導入時のヘリポート誘致は。

答 県は、平成20年度にドク

ターヘリ導入に向けて調査費を計上して事業を進めるとしている。

今後、ドクターヘリ導入についての色々な調査が県から市町村にくると思われるので、検討していくことになる。



ドクターヘリとしても使用される岐阜県の防災ヘリ

問 救急車の医療機関の諸事情による受け入れ拒否について。

答 平成18年度の実績は、救急件数6、241件のうち1回の連絡では約95%以上が受け入れられており、2回目の連絡では約4%、3回目では約0・5%の受け入れがされている。

管内には、8カ所の救急医療機関があり、また近隣の関市、多治見市にそれぞれ救命救急センターがある。

今後も受け入れ拒否の問題が発生しないよう医療機関と連携を密にして、救急業務を行っていくと聞いている。

問 救急救命士や高度技術職員の配置状況は。

答 現在、点滴治療や気道確保などを行う救急救命士は31名であり、そのうち高度な技術を必要とする気管挿管と薬剤投与ができるスーパージョブ救命士が5名、気管挿管及び薬剤投与可能な救命士がそれぞれ3名いる。

救命救急士の配置状況は、本部の消防課に1名、中署はスーパージョブ救命士、気管挿管及び薬剤投与救命士など9名、南署はスーパージョブ救命士、薬剤投与救命士など8名、東署はスーパージョブ救命士、気管挿管救命士など3名、西可児分署3名、御嵩分署4名、八百津出張所には気管挿管救命士など3名が配置されている。

問 救急救命士の状況について。

答 今までの応急処置は、心肺蘇生法、止血処理、血圧測定などに限られていたが、救急救命士の施行後は除細動、静脈路確保、食道閉鎖式気道確保という高度な応急処置が追加されている。

救急救命士が、心肺機能停止状態の傷病者に対して、蘇生のために行った高度な応急処置の件数は、145件であり、そのうち医師の具体的指示により実施された気管挿管は13件であ

る。

○ 小児救急医療体制について。

○ 小児科の医療施設数は、12件の診療所・病院があり、小児科医師は14人、うち4人は小児科専門医である。

○ 木沢記念病院では小児科への来院数は、平成18年が約3万2,000人である。

○ 小児科のある病院（木沢記念病院）では、休日の日中は、小児科医師が小児治療を実施しており、平日の時間外は当直の医師が対応するが、救急の必要のある子どもは小児科医を呼び対応している。

○ 小児救急での診療内容は、風邪による発熱、胃腸炎による下痢、嘔吐などがほとんどである。

○ 救急搬送体制について。

○ 平成20年3月から、特に県内の周産期救急、小児科救急は、リアルタイムで医療機関の傷病者受け入れ状況がわかるように医療機関検索システムが変わり、スムーズな救急搬送体制が整備されている。

○ 可茂消防事務組合の管内には8カ所の救急医療機関がある。救急要請が集中した時には、搬送先の医療機関が片寄らないように消防本部通信指令課を通じて救急隊相互に連絡を取り、医



救急車 (Ambulance)

○ 時期が遅れたと聞いている。

○ 救急隊員のスキル向上は。

○ 救急隊員は、詳細活動内容の記録を作成し、実施した急処置等の内容が救急担当医により精査され、救急隊員に指導や助言がされている。

○ 救急隊員の知識・技術の習得は、救急隊訓練実施計画に基づき、訓練を実施しており、再教育として病院実習を2年間で128時間行っている。

○ 病院前における救護の外傷に対する応急処置を全国的に標準化したJPTIC講習により、8名がその指導員資格を取得している。心肺停止状態の傷病者に対する病院内治療の初期の活動を標準化したICLS講習も多くの救急隊員が受講している。

○ 可茂消防での救急課新設について。

○ 救急課の新設については、管内住民の救急業務に対する期

待と信頼にこたえるため、今後により質の高い救急業務が行えるよう、救急救命士の人員確保も図る中で、構成市町村に諮っていききたい。

防火対策

○ 消防団組織の活性化の方向性は。

○ 消防団を取り巻く環境は変化しており、平常時における消防団活動事業のあり方、団員確保に対する地域格差や地域との連携など、活性化に向けて解決していかなければならない多くの課題がある。幹部会議などで話し合いを続けている現状である。

○ 各地区の分団は地区の住民に活動内容や団員等を紹介する「消防団だより」を年1回発行しているが、今後市のホームページでも紹介していきたい。

○ 消防水利から離れた住宅地の状況は。

○ 消防庁から示された消防水利の基準により、消火栓や防火水槽を順次設置しており、これ以外のプール・河川・井戸・池



住宅用火災報知器

なども消防水利である。

○ 個人での宅地造成や小規模な開発等により、消防水利から離れている住宅地があるが、極力減少させるべく、消火栓等の設置により、消防水利を確保している。

○ 住宅用火災報知器の設置に対する助成及び集合住宅への設置について。

○ 警報機設置補助については、対象者、補助の上限額などの項目をもとに、検討したい。各戸に設置が義務付けられた住宅用火災報知器は、集合住宅の場合は家主または入居者が設置するが、市営住宅については、市において20年度から3カ年ですべて設置するよう計画している。

ボランティア

ボランティア活動と支援は。

図 当市の防犯関係のボランティアの団体数は12団体で構成員は約1,400名であり、定期的な情報交換や青少年補導委員を講師とした研修が実施されている。

これらの団体は全国市長会市民総合賠償補償保険が適用になり賠償責任保険と補償保険により通院・入院などの補償がある。自警隊や自治会独自の子ども見守り隊など自主的なボランティア団体も数団体あるが、自治会活動の一環として活動であれば、自治会活動保険の対象ともなる。

図 団塊世代の状況と対策は。

市内における団塊の世代の方は、平成20年1月末現在、男性1,310名、女性は1,240名となっている。

市民ボランティアセンターでは「ボランティア養成講座」などにより、団塊の世代の方の、人材育成やボランティア登録の依頼など、地域での中心的な活動ができる人材養成の環境づくりに努めている。

今後は、団塊の世代や退職者の方の意見も聞いて、各種講座の開催や生きがい対策などの場づくりを進める。



ボランティア講座「みーんな地球人」

図 新たな行政運営の仕組みとしてのアダプトプログラム制度の活用は。

図 公共の場所を一定の区域を決めてきれいにしていくというアダプトプログラムは、公園の一部にある花壇の管理や、日常的なグループ活動として、不法

投棄の監視見回り活動などが考えられる。

市民のまちづくり意識の高揚と市民と行政の協働による快適な公共空間の創出を図るためには、大変有効な手段である。市民によるボランティア活動を支援するアダプトプログラムは、今後の地域振興政策のうえでも重要であり、その活用については今後の検討課題としたい。

年金問題

図 無年金者の現状は。

図 昨年社会保険庁は、平成19年4月現在の無年金者数が118万人であることを明らかにしている。年齢別の内訳は、60歳未満が45万人、60～64歳が31万人、65歳以上が42万人である。

カラ期間や共済期間は含まれていないため60歳未満と60～64歳の無年金者の中には、受給権に結びつく人もいると考えられる。



ハローワーク

図 ハローワークの統廃合問題は。

図 厚生労働省は、行政運営の効率化のためにハローワークの拠点数を平成19年度末までに576カ所に約18%削減して、市場化テストや民間委託等を進めるとしている。

積極的な企業誘致等により高い有効求人倍率を維持している美濃加茂ハローワークは、今後ますますその重要性が高まると考えられる。

今後もハローワークと連携して、若者や女性の就職実現に向けて努力していきたい。

後期高齢者医療制度

図 後期高齢者医療制度についての所見は。

図 75歳以上の後期高齢者の医療費は、高齢化の進展に伴い、ますます増大する見込みであり、医療費の安定的な確保のためには、高齢者にも保険料を負担していただく必要がある。

担していただく必要がある。県単位での保険制度となるため広域連合で安定的に運営される高齢者の医療を、しっかりと支えていきたい。

図 後期高齢者医療制度説明会の状況は。

図 9回開催した地区別説明会、6回開催したまちづくり出前講座を合わせて611人が参加をしている。

質問の内容は「保険料がいくらぐらいか」などが多く、「診療内容が変わるのではないか」など新しい制度を心配する声も聞いている。

図 広域連合議会での市長の質問内容は。

図 広域連合議会では「滞納がある被保険者に対する被保険者証の取り扱いについての考え方」を質問している。

その答えは、被保険者の状況を聞きながら納付相談や短期被保険者証の活用をするなど、県下統一した基準を平成20年度中に策定したいとのことである。

図 保険料について。

図 保険料は、被保険者均一の「均等割額」と被保険者の所得に応じた「所得割額」の合計であり、所得の状況により保険料も変わる。この均等割額と所得

割率は岐阜県後期高齢者医療広域連合で県内均一に決めているが、独自の激変緩和措置を行う予定はないと聞いている。

固 後期高齢者医療を選択できる65才以上の障がい者・寝たきりの方への説明は。

固 65歳以上の障がい者や寝たきりの方への医療制度の説明は、該当する方309人に個別案内を送付している。2月末現在147人から問い合わせ等を受けており、制度の内容を説明し、現在の保険を選択されるか後期高齢者医療制度に移行されるのか、メリットがあるものを選択している。



固 後期高齢者の健診方法は。

固 後期高齢者医療の被保険者を対象として、広域連合が定める検査項目で「おたっしや健診」として被保険者の誕生日の2カ

月前に個別通知を送付し、希望者は医療機関で受診する。ただし、65歳から74歳の一定の障がいのある方の健診は4月の受診を予定している。

国民健康保険

固 国民健康保険の収納率の向上と医療費の抑制について。

固 国保は他の保険と比較すると、1人当たりの医療費及び加入者の所得額に対する保険料負担が高いために財政状況は厳しい。

現状の大きな課題は、収納率の向上であり、担当職員は夜間の訪問、嘱託徴収員3人体制による収納業務などにより収納率向上に努めている。休日の滞納整理など、国民健康保険の運営基盤となる保険料の収納業務を一層強化していきたい。

生活習慣病の予防事業に力を入れる特定健診・特定保健指導により、中長期的な医療費の抑制効果もあると考えている。

固 短期保険証・資格証明書の発行状況は。

固 平成20年2月末現在、短期

保険証は374世帯、資格証明書は106世帯である。

固 資格証明書の発行基準は。

固 資格証明書の交付は、国民健康保険法に特別の事情がなく滞納した場合と定められているので、今後も事前に被保険者の状況を聞く納付相談を実施するなど、状況に応じて対応していきたい。

特定健診

固 特定健診・特定保健指導への対応は。

固 後期高齢者医療支援金のペナルティーの金額は、平成26年度以降も毎年同額のペナルティーがある場合には通算の合計が「億単位」になる。

また、目標数値は、特定健診実施率が65%と高めに設定されており、特定保健指導率及びメタボリックの減少率も、かなり高い数値である。

特定保健指導の場所は、市保健センターと中央公民館の利用を予定している。

効率のよい特定健診の受診体制や健診センターの設置につい



集団健康教室の様子

特定健診・特定保健指導の実施は、各医療保険者に義務付けられるため、市は国民健康保険の被保険者を対象に健診・指導を行うことになる。

これまでの基本健診の受診者のうち国保以外の保険に加入している方は、その加入している保険者の特定健診・特定保健指導を受けることになる。

健康施策

固 フッ化物洗口の実施は。

固 フッ化物洗口は、むし歯予防には高い効果があり、実施には、歯科医師による保護者への事前説明と保護者の同意が必要である。

当市は加茂歯科医師会との調整により、平成19年7月からモデルケースとして、蜂屋保育園の年長組で実施している。

今後は公立保育園に逐次導入する考えであり、小学校の一部でも実験的に実施を検討したい。

☐ 高齢者向け木製遊具の設置

は。
☐ 身近な都市公園等に、一人ひとりに合った無理のない運動ができる、温かみのある木製の健康遊具の設置は、健康増進に有効と考える。

しかし、現在の公園は子供向け遊具などが設置しており、設置できるスペースの問題もあるため、現地をよく調査し、今後検討していきたい。

☐ 肺炎球菌ワクチン接種の助成制度を。

☐ 当市は、予防接種法の規定に従って乳幼児及び高齢者に予防接種事業を行っている。

肺炎球菌は、予防接種法に指定されたものではないが、現在は国においては肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性、安全性などの研究がなされており、今後、結果等を踏まえて予防接種法上の取り扱いについて検討するとしている。

まずは肺炎球菌の法の指定が前提とされており、国の動向を見守りながら対応したい。

☐ 妊産婦医療について。

☐ 妊婦健診については、平成20年度からは緑券1枚、白券4枚、紫券1枚、合計6枚の助成とし、平成19年度の合計3枚に

対して2倍の補助を予定しており、すべての妊婦健診の無料化は実現していないが、着実に前進している。

また、美濃加茂市民の妊婦が里帰りをして県外で妊婦健診をする場合も、かかった費用をあとから返還する（償還払い）方法で対応できるように前向きに考えている。

福祉政策

☐ 障がい者用の駐車スペースの問題は。

☐ 身障者用駐車スペースに健常者が駐車する問題は、利用者の規範の問題であるが、駐車スペース、迷惑駐車や放置自転車の問題など、広報等を通して啓発活動を行っていきたい。

☐ 高齢者、母子及び寡婦家庭に対する就業支援は。

☐ 高齢者の就業支援は、高齢者の方が長年培ってきた知識や技能、経験を生かして働ける場としてシルバー人材センターの充実を図っている。

また、母子や寡婦の方は、児童扶養手当の申請の際に就業状

況を確認し、就業を希望される方にはハローワーク等を紹介している。

☐ 体の不自由な方への生活支援は。

☐ 国は障害者自立支援法の抜本的な見直しに向け、利用者負担の見直し、事業者の経営基盤の強化などの緊急措置を計画している。

市も、障がいのある方が住みなれた地域で生活ができるよう在宅福祉サービスの充実や、低所得者に対する生活支援の充実などの施策を柱とした障がい者計画及び障がい福祉計画を策定し施策の推進を図っている。



食の安全

☐ 中国製冷凍食品について。

☐ 中国製冷凍食品での中毒事件は、健康課が担当窓口となり、

食品衛生法に基づき、中濃保健所からの具体的指示に従い対応している。

中濃保健所は、大規模小売店等への調査や管内の市町村と協力体制をとり、問い合わせに対応している。市民からは中国産の冷凍食品を買ったがどのようなしたらよいかの問い合わせなどはあったが、被害は聞いていない。

☐ 学校給食・保育園給食の食材の安全性は。

☐ 保健所の検査と自主検査を2回行っている。また、入札する食材は、成分表、材料配合表、細菌検査結果、産地証明書により安全を確認している。

中国製冷凍食品は使用していないが、原材料が中国産や一部が中国産のものは、原材料の残留農薬の検査結果書などにより安全を確認している。

学校給食、保育園の冷凍加工食品は、すべて国内加工の食品を使用している。

給食センター

☐ 学校給食費の未納対策及び給食費の動向は。

☐ 平成18年度決算時の滞納額は全給食費に対して122万円であり、滞納率は0・48%である。平成19年度は、1月末現在311万円、滞納率1・46%である。

滞納者へは、毎月未納額を通知、電話での督促や滞納整理も実施しており、機会を通じて滞納額の減少に努めたい。

給食費の額については、原油高などにより食材の価格は上昇している。工夫をしながら現在の給食費で対応したいが、食材価格の動向を見極めて負担額は検討しなければならない。



☐ 新給食センターの民間委託の検討状況について。

☐ 新しい給食センターは、平成20年度の3学期から稼働する予定である。まずは新給食センターでの円滑な給食業務のスタートが大切であるため、現在の体制で運営する。

今後、コストや効率性、食の安全などいろいろな面から検討しなければならないと考えている。

☐ 学校・保育園給食の食材は。

☐ 学校給食の野菜の購入は現在、市内の4業者による半月ごとの輪番制により購入している。肉、魚は入札により購入しており、入札参加は、肉は市内が1業者、市外が5業者、魚介類は市外の7業者である。

食材の県内産の購入量の割合は、豚肉は86%が県内産である。野菜は15品目で37%、果物は16品目で40%が県内産である。

保育園の給食は、野菜、肉、魚など生鮮食品は少量でも毎日配達できる市内の八百屋、肉屋さん等で仕入れており、冷凍食品や冷凍食材は、県内の業者が週2回ほど納入している。

☐ 栄養教諭、栄養職の役割は。

☐ 栄養教諭、栄養職員の役割は主に食に関する指導と学校給食の管理であり、特に栄養教諭は食に関する指導計画の立案や授業でのコーディネートとしての活躍が期待されている。

現在、給食センターの県費負担栄養職員は栄養教諭としての任用ではないため、平成21年度の任用及び配置を県に要望して

いきたい。

食育の推進

☐ 保育所、学校施設における食育は。

☐ 保育園では食育に関する指針に基づき食育計画を立て「食を通じて心身とも健康な子どもを育てる」ことを目標にしている。

野菜の栽培や観察や食事のマナー、みんなで食卓を囲む楽しさなどを子どもたちに伝えたい。

学校では、学校給食センターの県費負担学校栄養職員2名に特別非常勤講師の発令を行い、各小中学校に向いて、学級担任や教科担任等と連携を図りながら、特別活動や家庭科などの授業時間に食や健康に関する指導を行っている。

☐ 家庭における食育は。

☐ 家庭における食育は、保育園の給食日より、学校通信など各種通信を通して食育の重要性の啓発に努めている。

市の学校保健会では、食を含む望ましい生活習慣の定着を研究実践のテーマに掲げて、全市民的な取り組みとしている。

平成19年度は、フロム0歳プランの実践の一つとして食育を取り上げ、教職員を対象に、児童生徒や保護者への食の指導の仕方を学ぶ研修を実施している。

☐ 地域の特徴ある食文化の継承は。

☐ 食生活改善連絡協議会は、年100回の食生活の改善に関わる伝達講習会を実施し、1回30人前後の方に、講話と調理実習を行っており、その中で、地域の伝統的な食文化の伝達も行っている。

なお、文化の森では、伝承料理の会が月に2回程度、まゆの家を使って、地域の食文化の伝承を行っている。

スポーツ振興

☐ スポーツ政策の推進及び施設整備は。

☐ スポーツは市民の健康増進、地域づくり、青少年の健全



前平の野球場

め、スポーツ文化の振興に貢献している。現在は、当市のサッカー少年団活動や地域スポーツの振興への関連や効果を考察しているところである。

今後は、当市との連携やイベントへの参加など、地域貢献の可能性について検討をしたい。また、出資金はその趣旨の検討や市民に対するメリットにより判断をしたい。

子どもの安全

☐ 児童虐待の状況及び児童虐待防止ネットワークについて。

☐ 平成19年度に家庭児童相談室が受けた児童虐待の相談・通告件数は29件、前年からかわっているケースが17件あり、そのうち24ケース46人が継続中である。この中に児童相談所が一時保護したものが2件2人、保護したケースが2件2人である。

要保護児童対策地域協議会が設立されて2年、児童委員の研修等にも力を入れ、ネットワークが有効に機能するよう前向きに取り組んでいる。

【図】平成19年1年間の不審者情報
の件数並びに内容と対応は。

【図】平成19年1年間の不審者情報
は、市内は77件発生しており、
内容は露出が最も多く全体の45
%、その次に声かけの19%、痴
漢行為17%である。

対応としては、警察への通報、
不審者情報メールによる情報配
信、各小中学校及び関係機関へ
のFAXによる情報配信、ふれ
あい安全サポーターや地域学校
サポーターチームや学校職員によ
る発生地域への巡回等を行って
いる。

【図】児童・生徒の下校時の防犯
対策としての防災無線について。

【図】変質者から児童生徒を守る
ことは、極めて重要なことであ
り、PTAや地域の方の協力に
よる地域学校サポーターチームや
見守り隊が、児童生徒の登校下
校時間帯を中心に見守り活動を
行っている。

防災無線については、露出す
る変質者が頻発した時期に、注
意を喚起する内容の放送を行っ
ており、防犯対策の一環として、
特に緊急性がある場合は、防災
無線の活用を考えていきたい。

【図】登下校時の安全確保のため
のスクールバス導入は。

【図】現在、市内では、三和小学

校と双葉中学校の一部でスクー
ルバスを利用している。

児童生徒の安全な登下校ため
に、多くの地域ボランティアが
活動しており、3・7キロを50
分かけて登下校する子もいる
が、親や家族が近くの公民館・
集合場所まで送り迎えをして安
全に心がけている。

スクールバスの導入は、通学
距離がさらに延長になるような
場合には、必要であると考えて
いる。

教育問題

【図】教育委員会組織の再編は。

【図】有効な組織運営のための機
構改革は積極的に取り組みたい
と考えており、教育委員会の機
構改革についても検討を進めて
いる。

今後は、庁内ワーキングの提
案等を基に、教育委員会等で議
論を深め、市長部局へ的一部移
管や指定管理者制度の導入な
ど、市民ニーズにあった組織づ
くりの検討を進めていきたい。

【図】日本語指導支援員の質的充
実と放課後学習支援に対する評

価について。

【図】母国語を話すことができる
指導支援員が、教育や心理学な
どを専門的に学んでいることは
大切であり、東中学校では、プ
ラジルで臨床心理士の資格を取
得した指導支援員が週2日入っ
ている。

一方、日本語指導を担当する
教員の指導力の向上を目指し
て、平成20年度は研修会を充実
するよう計画を進めている。

放課後学習支援教室は、多く
のボランティアの協力により学
習サポーターなどの活動をしてお
り、市から助成をしている。活
動の充実が図られることを願
い、公民館の使用料免除につい
ても、検討を重ねていきたい。

【図】学校教育における外部人材
の活用は。

【図】文部科学省の「退職教員等
外部人材活用事業」は、ぜひ活
用したいと考えているが、平成
20年度、岐阜県は活用を見送る
とのことである。

フロム0歳プランを推進する
中で、面による指導により学校
に多くの地域の方が入ってお
り、国語での朗読、音楽での邦
楽指導、総合学習、クラブ活動
等80名を越す地域の方の優れた
指導を受けている。

道路整備

【図】道路特定財源の暫定税率廃
止の影響は。

【図】暫定税率の廃止により、約
1億8,000万円（試算）の
減収となるほか、国からの補助
金や起債等が影響を受けるため
に、道路整備を円滑に進めるこ
とができなくなる。

国道41号美濃加茂バイパス、
国道248号バイパス等の整備
は休止となり、岐阜県の試算で
は、維持管理費で84億円の不足
が生じて既設道路の修繕や舗装
補修などに影響する。

【図】県道富加七宗線三和地区及
び野上古井線の森山3丁目交差
点の整備は。

【図】富加七宗線の三和町源氏野
地内の整備は、機会あるごとに
新規整備を要望しているが、県
の方針は継続事業の推進である
ため、新規採択は難しい状況で
ある。

野上古井線の森山3丁目交差
点の拡幅工事は、地権者との契
約が完了しており、平成20年度
末までに完了の予定である。

【図】国道・県道の整備の見通し
と現状は。

【図】国道418号は佐口地区の
未改良区間の用地買収を行なっ
ており、平成20年度をめどに買
収を完了して21年度より着工す
る予定である。

【図】国道41号、248号等の整
備状況は。

【図】国道41号美濃加茂バイパス
は、県道山之上古井線から川辺
町新山川橋北詰交差点の区間を
平成20年度に暫定2車線で供用
ができるよう工事を進めてい
る。



国道41号バイパス（山之上地内）

国道248号バイパスは、3月には県道富加坂祝線から関市西田原の区間が供用され、引き続き残る未整備区間の整備を進めている。



3月に行われた国道248号線開通式

ごみ減量

新太田橋の4車線化は、鋼橋桁の架設が行なわれており、平成20年度末には開通する予定である。

図 農道等の生活道路整備の考え方は。

図 地区ごとに出される自治会要望の内容を精査し、現場での状況調査を行い、地区ごとの重要性、緊急性、要望年数等を考慮して、生活に密着した道路の中から、必要性の高い箇所を選定し、舗装等工事を行っている。しかし、主に農業用に使われている道路は、順位として後になる場合もあるが、危険箇所等現場の状況により舗装等整備を行っていく。

図 施政方針の中の「ごみの減量は市民総参加の運動を展開」の具体策は。

図 まずは、ごみの分別の徹底であり、正しい分別の徹底の再確認と生ごみの水切りや堆肥化による減量活動のお願いをしている。

リサイクルステーション、さらさらエコハウスなどの利用拡大とPTAによる地球資源回収の推進のPRをしたい。

美濃加茂市まちを美しくする

運動推進会議の協力により地道な活動を続けながらごみ減量の市民運動として定着させた。

図 10月15日号に折り込んだチラシの効果は。

図 チラシ配布後の11月から2月末までの4カ月間の生活系可燃ごみの排出量を、前年同月と比較するといずれの月も減量となっており、前年同期間より約101トンの減量という結果である。

今後ともごみの排出量削減のため、広報やチラシなどによる定期的な情報提供を行う。

図 ごみ減量の対応は。

図 管内市町村の可燃ごみ袋の値段は、当市と可見市、坂祝町が1袋30円、御嵩町、富加町が50円、七宗町が70円、川辺町が75円、白川町、八百津町が100円、そして東白川村が155円である。

図 毎年増加が著しい可燃ごみの処理量の情報提供を定期的に行い、市民や事業所へごみ減量について積極的な協力を依頼したい。

図 プラスチック製容器包装の試験的回収の効果と問題点は。

図 平成20年1月から3月までの3カ月間、リサイクルステーション、さらさらエコハウス、

牧野エコ広場において試行回収を実施している。

3月5日までの延べ15日間で、回収量は収集ネットで302袋、重量は約2、600キログラムである。

問題点としては、容器や袋にはられた紙製シールの除去が困難なことや不適合物の混入などである。また、処理経費はかかるが減量効果が上がらないことである。

3カ月間の試行期間は終了するが、試行回収で得た貴重な意見や問題点等を含め、研究を進めていきたい。

図 ごみ関係の廃棄物の排出量並びに関連経費の推移は。

図 平成10年度の可燃ごみは、生活系が7、060トン、事業系が3、662トン、可燃ごみの約66%が生活系可燃ごみである。

平成10年度のごみ処理経費の総額は6億8、530万円、うち生活系可燃ごみは2億2、496万円である。

平成18年度の可燃ごみは、生活系が9、480トン、事業系が5、232トン、可燃ごみの約64%が生活系可燃ごみである。

平成18年度のごみ処理経費の総額は10億1、287万円、う

ち生活系可燃ごみは6億689万円である。

図 火災によるごみの処理は。

図 火災ごみの中で、ささゆりクリーンパークへ搬入して処理できるものは、分別がされた一般廃棄物に限られており、建物の柱や壁等は解体業者等に、テレビなどの家電リサイクル法対象商品は法に基づいた処理をお願いしている。

火災ごみの搬入は、市環境課にて申請すると、ささゆりクリーンパークへ無料搬入できる無料認定書と分別に必要な袋を渡している。

瓦やブロック、陶磁器類は、ガレキ処分場へ搬入するが、処理手数料は免除となる。

図 ダンボールを利用した生ごみ減量について。

図 ダンボール箱を用いた生ごみの処理方法は、他の生ごみ処理方法とは違い、初期の費用、ランニング・コストや特別な技術も必要なく、誰でも手軽に実践できる優れた生ごみ処理方法であると紹介してある。

家庭で手軽に生ごみの堆肥化ができるのであれば、つくり方や実践方法について調査して、広報や出前講座、イベントなどで広く紹介していきたい。

環境問題

環境市民会議の再構築を。

図 平成15年に多くの方の協力により、みのかも環境まちづくりプランが策定され、みのかもグリーンネットを中心に、各種のプロジェクト活動を展開している。

環境関係に力を入れている企業の参加・協力や市民の皆さんへの積極的な参加呼びかけを行い、環境市民会議の再構築に向けた検討をしていきたい。

レジ袋有料化の考えは。

図 岐阜県は平成20年度から3カ年計画で県内全域でのレジ袋の有料化を目指すとのことであり、各務原市などとレジ袋削減の取り組みに関する協定を締結している。

可茂地区においても、既に美濃加茂市・可児市を中心に大型店との有料化の協議を進めているところであり、今後の県、市町村、事業者との会合により、有料化に向けて急速に進むものと考ええる。

市としても、管内市町村と連携しつつ、情報を提供して、積

極的に働きかけをしたい。

CO2排出量の抑制は。

図 みずから排出した二酸化炭素の量に応じて、二酸化炭素の吸収に寄与する環境保護事業への自己の排出量相応分の寄付などを行う事業（カーボンオフセット）がある。

この事業への参加には当然自分の金銭的な負担が伴うが、地球温暖化に少しでも歯止めをかけるための植林、森林保護や代替エネルギー開発などの活動が進むことを期待している。

地球温暖化に対する教育は。

図 小学校では、総合学習の時間に地域の環境問題に取り組み人との交流をしており、環境問題についての出前講座の要請もある。

こうした活動により、子供たちが少しでも環境問題に関心を持ち、温暖化防止の実践につながることを期待している。

地球温暖化対策は。

図 家庭・職場を問わずに一人ひとりが、身近にできることから着実に取り組むことが大事である。

日常生活では、ごみ分別やりサイクルなど、少し気をつければ、温暖化防止につながるこ

がたくさんある。

また、市役所も一つの事業所として、電気使用量やオフィスペーパーの削減など、CO2の削減に取り組んでいる。

今後も広報やホームページ等により呼びかけていきたい。

温暖化防止条例の策定と計画は。

図 平成13年施行の環境基本条例には「地球環境の保全はすべての事業活動と日常生活において積極的に推進されなければならない」とあり、市民、事業者及び市の責任と義務がそれぞれ明文化されており、温暖化防止条例の制定は、今後の検討課題である。

まちづくり

中心市街地活性化基本計画の状況は。

図 中山道町並み整備は、修景事業やポケットパーク整備等を計画的に実施している。

集合住宅の整備供給は、民間の活力を主体とした環境の整備をしていきたい。

商業の活性化は、商工会議所

等と連携して空き店舗対策事業を展開している。

NPOの組織化・活動拠点整備は、まちづくりセンター設置等により駅南地区の活性化を進めている。地元商店街の有志は、空き店舗を活用して加茂農林高校と特産物の販売を開始するなど、今後のまちの情報発信拠点としての役割が期待される。

まちづくりの今後の取り組みは。

図 平成18年のまちづくり関係法令の改正に伴い、ひとにやさしい、コンパクトなまちを目指して「ちっちゃな街づくり」を計画している。

現在は、太田地区あんしん歩行エリア整備計画や美濃太田駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定し、市道の改修等を進めている。

今後も少子高齢化社会に対応できるまちを目指して地元の方と協働によりまちづくりを進めたい。

観光施策と景観計画は。

図 地元関係者約20名による中山道の活性化を目指した「まちあかりワークショップ事業」をすすめており、町並み、景観をいかに保存していくかを協議している。景観保存の主体は地元であり、みずからが実行できることから始めるよううに協議している。

市内には中山道以外にも景観を守るべき地域がたくさんあり、将来的には中山道地域をモデルとしながら市内全域を対象に景観条例を制定して町並みを保全していきたい。



中山道の町並み

森林組合

図 森林組合合併の効果は。

図 可茂森林組合の平成19年度事業実績は、管内4団地826ヘクタールの森林の団地化と、そのうち158ヘクタールの間伐事業の実施である。

高性能林業機械と間伐作業路開設を併用した、間伐材の低コスト搬出モデル事業の実証も実施している。

また、財務状況は、平成19年度では100万8,000円の黒字経営でスタートしている。

図 間伐推進事業の実績と拡大策は。

図 平成19年度の間伐事業は、美濃加茂団地のうち、三和地区の約33ヘクタールが完了している。

平成20年度事業計画は、三和地区を中心に緊急間伐事業を約50ヘクタール、また全額国費による未整備森林緊急公的整備導入モデル事業を約50ヘクタール実施する予定である。

実施地区は山之上・伊深地区を中心に予定しているが、順次蜂屋・下米田地区においても事

業推進したい。



森林づくりを進める森林組合

共済金が支払われている。

鳥獣被害防止特措法は、国の基本指針に即して市町村が被害防止計画を定めることができることあり、今後は他市の鳥獣被害対策を参考に、特定外来生物を含めた被害防止計画の策定を検討したい。

図 平成記念公園予定地の適正管理は。

図 平成記念公園北地区は管理が行き届かない状況であり、岐阜県に対して整備促進及び適正管理の要望をしている。

県は、平成19年度に、雑木や竹林の伐採及び草刈り等環境整備を行っている。

今後、地元の意見等を聞き、より適切な管理ができるよう要望していく。

図 一村一企業の協働活動は。

図 農村と企業が直接交流や情報交換をする「一村一企業パートナーシップ交流会」が平成19年9月に岐阜会場と名古屋会場の2カ所で開催されているが、この事業は行政への周知はされていないと思われる。

市は、平成19年度から中小企業ものづくり総合支援事業を活

用し、JAの協力のもと市内の企業による未成熟の柿やコメを活用した、新たな商品開発を進めている。

図 自給率の向上対策について。

図 国内の食糧自給率は、戦後の洋食化により肉や乳製品などの副食の消費が大幅に増え、自給率の高いコメの消費が大きく落ち込んだために39%となっている。

地産地消を奨励し、消費者のニーズにあった安全・安心・新鮮な農産物を地元で生産し地元で消費することや、自給率の高いコメの消費拡大を推進することが自給率アップにつながると考えている。

図 遊休農地の対策は。

図 市内の遊休農地は、平成19年8月の調査では、面積約31ヘクタール（479筆）であり、農業委員会では、遊休農地台帳と図面を作成し、農業委員を中心に農地の適正管理の指導をしている。

今後は、担い手への利用集積を推進するなど遊休農地の解消を図りたい。

図 農業振興の対策及び展望は。

図 これからの農業振興は、認定農業者や集落営農組織など担

い手を中心に農業経営の安定化を推進してもらうかる農業を目指す。小規模農家は地産地消を奨励し、新鮮・安全・安心な農産物の生産を推進し、農業収入の増収につなげたい。

また、本市には特産となる農産物が数多くあるため、市内企業との協働活動により農産物を利用した新たな商品開発を一層推進したい。

大変厳しい農業情勢ではあるが、農業活性化のために関係機関と連携を図り農業振興に努力したい。



図 販売農家への取り組み状況は。

図 当市の「ぎふクリーン農業」への生産登録者数は、平成20年2月現在、個人9人と18団体である。

「ぎふクリーン農業」の新規・更新の生産登録に必要である残留農薬検査料の一部を補助して、農家の負担軽減を図りたい。

農業問題

図 イノシシ被害の調査と対策は。

図 現在は市独自の被害調査は行っていないが、平成19年度農業共済組合によると山之上2戸12アール、蜂屋2戸9アール、伊深4戸39アール、三和4戸52アールでイノシシの被害により

可決された意見書

医師・看護師・介護職員の 人材確保等を求める意見書

医療事故を無くし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠である。

現在、全国各地の医療現場においては、医師・看護師の不足が深刻化しているため、増員と離職防止に有効な施策が求められている。

このような中、第166回通常国会において、「医師・看護師など医療従事者の大幅増員」、「看護職員は、夜間は患者10人に1人以上、日勤時は患者4人に1人以上」、「夜勤日数を月8日以内に規制するなど看護職員確保法の改正」を求める請願が採択された。

また、高齢社会を迎え、介護サービスに対する国民のニーズや期待はますます高まり、今後必要とされる介護職員の安定的な確保が必要不可欠な状況となっている。

国は、介護・福祉分野の人材確保に関する指針を改正したところであるが、介護職員においても、労働環境を整備するなど介護制度が十分機能していくための人材確保が喫緊の課題となっている。

よって国におかれては、すべての人々に健康と福祉を享受する権利を保障するため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善を図るため、医師確保に向けて、必要な法律を制定し、予算措置を講ずること。
- 2 看護師を大幅に増員するため、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を改正すること。
- 3 介護ニーズに対応するのに必要な人材を安定的に確保するため、マンパワーへの適切な報酬体系の確立や労働環境の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣

道路特定財源制度の堅持と関係諸税の 暫定税率延長に関する意見書

道路は、最も重要な生活関連社会資本として、社会・経済活動を支えるものであり、地域の活性化と豊かな生活を実現するため優先的に整備されるべきものである。

空港や港湾を持たず、鉄道網が脆弱な本県においては、自動車交通への依存度が高く、道路は市民生活の生命線である。

さらに、産業振興や観光交流の拡大を一層図り、中部圏域における交流の要衝として当地域が発展していくためには、東海環状自動車道を始めとする高規格幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワーク形成が極めて重要である。

また、防災対策、通勤・通学、さらには救急医療など生活道路の整備や、交通渋滞の解消・バリアフリー化、電線類の地中化など、良好な都市環境の整備を進める上でまだまだ道路整備は不十分である。

なお、道路の維持管理においては、今後、老朽化した橋梁やトンネル等が急増し、維持管理費の増大が見込まれる。

このような中、美濃加茂市では毎年、道路特定財源を上回る多くの一般財源を投入して道路整備を行っているのが現状である。真に地域が自立し活力を高めるためには、地方の道路整備が最も重要であり、道路整備を目的とした道路特定財源については、現行の暫定税率を維持するとともに、一般財源化することなく、重点的に地方の道路整備を進めることが要諦である。

よって、国におかれては、道路整備財源について、地方における道路整備の実情とその重要性を十分認識し、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 道路特定財源については、現行の税体系を維持するとともに、平成20年度以降も現行の税率水準を維持する法案を、今年度内に確実に成立させることにより、安定的かつ確実な財源を確保すること。
- 2 地方が真に必要な道路整備を行うにあたっては、道路特定財源制度の趣旨を踏まえ、一般財源化することなく地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源を充実すること。
- 3 道路特定財源から国が地方に交付する「地方道路整備臨時交付金」についても継続すること。
- 4 去る11月23日に国土交通省から出された「中期計画の素案」を踏まえ、確実に計画策定を行うとともに、その着実な実施を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年3月4日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
国土交通大臣 経済財政政策担当大臣

議会目録

9日	5月	24日	4月	28日	26日	4日	3日	29日	25日	21日	2月
議会運営委員会		東海市議会議長会定期総会(岐阜市)	岐阜市議会第1回定例会	美濃加茂市・富加町中学校組合議会(富加町)	岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会(岐阜市)	市議会第1回定例会	可茂地域一部事務組合議会(可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合、可茂消防事務組合、可茂広域行政事務組合)	岐阜県市町村職員退職手当組合議会(岐阜市)	中濃地域農業共済事務組合議会定例会(関市)	多文化共生・少子化対策特別委員会行政視察(群馬県太田市、大泉町)	

議会を傍聴してみませんか？

詳細は議会事務局までお問い合わせください。

☎25-2111(内線281)

次の定例会は

6月2日から開会予定です。

(一般質問は、10日、11日です。)

市議会の会議録をインターネットで検索(閲覧)することができます。

美濃加茂市役所ホームページ → 生活情報(行政・市議会) → 議会(会議録検索) をご覧ください。

<http://www.city.minokamo.gifu.jp/>